

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月3日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第 62 号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成 16 年伊賀市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市史編さん委員会委員の項を削り、同表伊賀市歴史的風致維持向上協議会委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------------|----|---------|
| 伊賀市文化財保存活用地域計画協議 会委員 | 日額 | 6,000 円 |
|-------------------------|----|---------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月22日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第63号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 少子化対策推進委員会委員の項中「少子化対策推進委員会委員」を「子ども・子育て会議委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年8月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第64号

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊賀サービスエリアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第15号）の施行期日は、令和4年9月1日とする。